

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和3年5月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 フレスポ新発田
所在地 新発田市富塚三丁目12番13号 外
設置者 大和リース株式会社
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 大和リース株式会社 森田 俊作
(変更後) 大和リース株式会社 北 哲弥
 - (2) 大規模小売店舗の名称
(変更前) (仮称) フレスポ新発田
(変更後) フレスポ新発田
- 3 変更年月日
 - (1) 令和3年4月1日
 - (2) 平成27年4月23日
- 4 変更の理由
設置者の代表者及び大規模小売店舗の名称変更のため
- 5 届出年月日
令和3年4月21日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、新発田市商工振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和3年5月7日から令和3年9月7日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援係
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp